公益社団法人自由人権協会



〒105-0002 東京都港区愛宕 1-6-7 愛宕山弁護士ビル 306 号室 TEL:03-3437-5466 FAX:03-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

JAPAN CIVIL LIBERTIES UNION

306, Atagoyama Bengoshi BLDG. 1-6-7, Atago, Minato-ku, Tokyo 105-0002, Japan TEL:+81-3-3437-5466 FAX:+81-3-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

2013年9月17日

意見書

公益社団法人自由人権協会 代表理事 喜田村洋一 同 紙谷 雅子 同 三宅 弘

内閣官房は、「特定秘密の保護に関する法律案の概要」(以下「特定秘密保護 法案」という)を公表し、市民からの意見を公募している。

当協会は、以下のとおり、この法案には重大な問題があり、国会に提出されるべきではないと考える。

第1 はじめに

秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議が「秘密保全のための法制の在り方について」と題する2011年8月8日付け報告書を提出したのを受けて、政府が秘密保全に関する法制の整備(以下「秘密保全法制化」という)のための法案化作業を進めていく必要があるとして、秘密保全法制化について国民からの意見を公募した際、当協会は、秘密保全の法制化の必要はなく、逆に秘密保全法制化は、市民の知る権利、情報公開の原則に対し大きな脅威をもたらすという重大な問題がある旨の2011年11月30日付け意見書を政府に提出した。

特定秘密保護法案は、まさしく、秘密保全法制化のための法案であり、 上記意見書の趣旨は、同法案に対して全く同様に妥当する。

そのうえで、以下、個別具体的に、特定秘密保護法案の問題点を論じる。

第2 立法趣旨について

特定秘密保護法案の概要の「第1 趣旨」によれば、同法案の立法趣旨

は、「我が国の安全保障に関する事項のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該事項の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって国及び国民の安全の確保に資する。」とされている。

しかし、安全保障に関する事項の漏えい防止を図る必要が従前より増しているため、新たな立法による対処が必要とされることを裏付ける事実(立法事実)があるとは認められない。さらに、現在でも国家公務員法などによる漏えい防止の法制は存在するのであり、それらに加えて特定秘密保護法案が必要とされることを裏付ける立法事実があるとも認められない(特定秘密の指定対象とされる事項〔別表第1号~第4号参照〕と、現在の国家公務員法が漏えいを禁止している「職務上知ることのできた秘密」との異同も明らかでない)。これらの点で、そもそも、特定秘密保護法を制定すること自体に、大きな疑問がある。

政府は、上記の各立法事実があるとするのであれば、それを具体的に挙 げて説明するべきであり、それなしに立法の妥当性の判断を市民に求める ことは不合理である。そのような説明が政府からなされていないこと自体、 上記の各立法事実が存在しないことを窺わせるものである。

第3 特定秘密保護法案の重大な弊害

1 はじめに

特定秘密保護法案は、①行政機関の長が一定の事項を特定秘密に指定し、 ②その特定秘密の故意又は過失による漏えい、特定秘密の取得行為、それら の未遂、共謀、教唆又は煽動を処罰し、また、③特定秘密の取扱いの業務を 行うことができる者を、適性評価により特定秘密を漏らすおそれがないと認 められた職員等に限定するものである。

この法案は、秘密保全法制化を図るものであり、市民の知る権利を侵害し、また情報公開の原則に大きく反するおそれが極めて高い。

2 上記①について

特定秘密となり得る事項は、「防衛」、「外交」、「外国の利益を図る目的で

行われる安全脅威活動の防止」及び「テロ活動防止」に関する事項とされている(別表第1号~第4号)。

このような規定の仕方では、政治、経済、社会に関する広範な情報が一般的に特定秘密と指定され得ることが明らかである。行政機関の長による特定秘密の指定は、上記のような広範な範囲の情報を行政のみが保有し、また、その開示や、取得を刑罰をもって禁ずるものである。

なお、上記別表第1号の内容は、現在の自衛隊法における規制対象と全く同じであるのに対し、上記別表第2号ないし第4号は、現行法制に存在しない。そして、この第2号ないし第4号による「外交」、「安全脅威活動」及び「テロ」に関する事項は、政治、経済、社会に関する情報を特に広く含み得るものであり、これらをも規制の対象とすることは、情報の自由な流通を阻害するものであって、著しく合理性を欠くといわなければならない。

また、特定秘密保護法案によれば、特定秘密に指定するのは行政機関の 長であるが、行政機関の長は情報公開請求を受ける地位にある(行政機関 の保有する情報の公開に関する法律4条1項参照)。すなわち、特定秘密保 護法案は、情報公開請求を受ける者に、情報を公開しない自由を付与する ものであり、情報公開制度そのものが空洞化される。

3 上記②について

特定秘密保護法案は、故意のほか、過失による漏えい及び特定秘密の取得行為、それらの未遂、共謀、教唆又は煽動を処罰する。

これまでの秘密保護法制と全く異なるのは、特定秘密の取得行為(その未遂を含む)を処罰することである。これは、典型的には報道機関の取材のような、情報を得ようとする行為を処罰するということである。しかし、いうまでもなく、情報の自由な流通は民主主義社会において必要不可欠であり、これは、取材の自由を含む表現の自由、知る権利、学問の自由などの憲法上の人権の保障から当然に導かれるものでもある。したがって、特定秘密の取得に対する処罰は、上記の憲法上の人権を侵害するおそれが大きい。

加えて、特定秘密とされるものは無形の情報であり、また、その範囲が 部外者には事前に明確になっていないことを考えれば、「過失による漏えい」 や、「漏えいの共謀、教唆、煽動」などは、どのような行為がこれに該当するかが不明確であり、処罰範囲が無限定に拡大するおそれが大きい。

しかも、特定秘密保護法案では、漏えいに対する法定刑の上限は5年又は10年の懲役とされている。これは、国家公務員法における「職務上知ることのできた秘密を漏らす罪」の法定刑(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)(同法109条12号)を大きく上回る。5年又は10年の懲役が規定されているのは、現行法制では防衛秘密だけであり、それ以外の分野にも広くこのような重い刑罰を科さなければならない立法事実については何ら具体的に示されていない。さらに、国家公務員法による規制が実効性を失ったことを基礎付ける立法事実についても、何ら具体的に示されていない。

4 上記③について

同法律案における適性評価制度は、関係者のプライバシーを著しく侵害 するおそれがある。

適性評価における調査事項は、個々人の極めて私的な事項にわたり、また、「外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全への脅威となる諜報その他の活動並びにテロ活動との関係に関する事項」、「経済的な状況に関する事項」に例示されるように、内容が曖昧で対象者に関するあらゆる情報に及び得る。このように広範な事項の調査を行う必要性、相当性は認められない。

なお、適性評価は特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる行政 機関職員等の同意を得て行うこととされているが、行政機関職員等が同意 を希望しない場合、その旨を表示して適性評価を拒否することが実質的に 可能かは疑問である。そのような拒否をすれば、適性評価を拒否したとい う評価を下されるとして、それを避けるため同意をせざるを得ない場合も 多分に想定される。

5 その他

特定秘密保護法案は、同法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を侵害するようなことがあってはならない旨を定める、とされている。

しかし、法律が市民の基本的人権を侵害してはならないことは当然であ

り、そのことは、そのような規定を設けても設けなくても同じである。法律が人権を侵害するか否かは、当然のことながら当該法律の内容によるが、特定秘密保護法案は、その内容において人権侵害の危険が極めて高いといわなければならない。個人情報保護法は、「表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない」との規定を置いた(同法35条1項)ものの依然として問題点を指摘されているのであり、法律の規定が市民の人権や自由が侵害されない保障となるものでないことは個人情報保護法の例からも明らかである。

特定秘密保護法案は、国家だけが保有して秘密にする情報の指定を行政機関の長の判断に委ねているが、これは、行政府の判断は完全無比なもので、これによって健全な社会が達成されるという前提に基づいている。しかし、そのような発想こそ、憲法の精神に悖るものである。憲法は国家権力に歯止めをかけて、市民の権利自由を守ることにその目的がある。すなわち、国家権力は過ちを犯し得るという大前提があり、過去の幾多の歴史的教訓及び犠牲を得て、治安維持法、国防保安法、軍機保護法等を撤廃し、現行憲法が制定されたのである。特定秘密保護法案は、このような経験を忘れ去り、再び国家権力に無制約の自由を認めるものに他ならない。

特定秘密保護法案の基本にある考え方は、国家が情報の流通を自由に抑制できるというものである。この法律が成立すれば、表現の自由、報道の自由、知る権利について、あたかも明治憲法下と同様の「法律の留保」が認められることにもなりかねない。

市民にとって必要であるのは、特定秘密保護法案ではなく、裁判所のインカメラ審理をも規定する情報公開法の改正であり、これこそが喫緊の課題である。

第4 結語

以上のことから、当協会は特定秘密保護法案の国会提出に強く反対する。 以上